
一般社団法人福島県薬剤師会 入会案内



福島県薬剤師会は、薬剤師の倫理及び学術水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図り、もって福島県民の健康な生活の確保及び公衆衛生の向上並びに福祉の増進に寄与することを目的に活動しています。

日進月歩する薬学、薬業に即応するためには、組織の一員となることが何よりも大切であり、知識の向上を図るためにも、ぜひ入会されることをおすすめします。

福島県薬剤師会は薬剤師の地位を守り、職能を十分に発揮し、県民の健康保持に寄与するために活動を続けています。

－みんなをめざす、学識・技術の向上－

情報提供サービス

- ・毎月、日本薬剤師会雑誌及び本会発行の「県薬ニュース」をお届けします。
- ・日本薬剤師会の「日薬ニュース」等で、最新のトピックや緊急情報等がファクスで受取れます。希望により、メールで受取ることも可能です。
- ・本会ホームページの会員専用ページで、医薬品等に関する最新情報が入手できます。
- ・各種ポスター、パンフレット等（有償・無償）の提供が受けられます。

研修・講習会

- ・調剤報酬関係、医療安全関係、学術関係等、会員を対象とした本会主催の研修会や講習会に参加できます。
- ・日本薬剤師会学術大会への参加や発表ができます。

用紙の購入、書籍斡旋

- ・管理日誌、お薬手帳、医薬品分割販売確認書等が会員価格で購入できます。
- ・日本薬剤師会等の斡旋図書が会員価格で購入できます。

福利サービス

- ・日本薬剤師会の各種保険（薬剤師賠償責任保険、サイバー保険、休業補償保険、薬剤（商品）補償制度、新型コロナウイルス感染症対応 店舗休業補償制度、日本薬剤師会共済部など）に加入できます。
- ・アフラックのがん保険を団体扱いで加入いただけます。
- ・東北ミサワホーム持家割引や大和ハウス工業の対象物件の価格割引、丸大食品の商品価格割引、三井住友トラスト VISA カードにお得な年会費で入会できます。
- ・就職先の紹介等を行う薬剤師無料職業紹介所を開設しています。
- ・本会慶弔規程により、結婚祝金・傷病見舞金・弔慰金などを支給しています。

顧問弁護士の紹介

- ・法律相談等が必要な場合には、で本会の顧問弁護士を紹介いたします。

若手薬剤師の本会会費の免除

本会では、薬剤師免許取得後間もない若手薬剤師の加入を促進しています。

各種研修会へ参加し、薬剤師としてのスキルや倫理等の向上を図ることも重要ですが、地域医療を担う上では、既に地域において活躍している先輩薬剤師との横のつながりが大切だと考え、将来の地域医療を担う薬剤師を育成するため、薬剤師免許取得後2年以内の勤務薬剤師（正会員B）の会費を免除しています。

【薬剤師免許取得後2年以内の者について】

- I 免許取得：薬剤師名簿登録年月日＝薬剤師免許証の年月日
- II 2年以内：免許取得年度とその翌年度
- III 正会員Bのイは除きます。

賛助会員(賛助会員A②)入会者への特典

賛助会員（賛助会員A②）として加入された事業所には、次の特典があります。

【特典の内容】

- 特典1** 本会が主催する研修会への参加
- 特典2** 本会が主催する研修会資料への広告料の割引
- 特典3** 会員への一斉通知料金の割引
- 特典4** 会員への発送物へのチラシの同封
- 特典5** バナー広告掲載料の割引
- 特典6** 研修会等の休憩時間を活用した商品説明等
- 特典7** 本会ホームページ（会員サイト）を活用した動画掲載
- 特典8** メール会員への案内通知
- 特典9** 本会ホームページへの賛助会員の掲載

1 会員種別

正会員 A

- ア 薬局又は店舗販売業、卸売販売業を開設する代表者
- イ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業又は製造業を営む者
- ウ 薬局等医薬品販売業又は医薬品製造販売業に勤務する管理者、総括製造販売責任者又は責任技術者である者

正会員 B

- ア 薬局等医薬品販売業又は医薬品製造販売業等に勤務する者のうち正会員 A 以外の者
- イ 県内の行政機関に勤務する公務員で薬剤師免許取得後 15 年を超えた者
- ウ イ以外の病院・診療所及び教育機関並びに検査機関等に勤務する者

正会員 C

- ア 正会員 A 及び正会員 B 以外の者
- イ 薬剤師免許を使用しない職に勤務している者
- ウ 無職の者

賛助会員 A①

薬局経営者及びその他個人

賛助会員 A②

企業及び団体

賛助会員 B

- ① 薬剤師以外の薬品の製造業及び卸売業等の関係者
- ② 医薬品販売に従事する者
- ③ 薬科学生（薬剤師以外）

特別会員

- (1) 薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
- (2) 薬剤師になる資格のある者

2 入会金及び会費

会員区分		入会金	県薬会費	日薬会費
正会員 A		10,000 円	44,000 円	18,000 円
正会員 B	薬剤師免許取得後 2 年を超える	10,000 円	24,000 円	7,000 円
	薬剤師免許取得後 2 年以内	10,000 円	免除	7,000 円
正会員 C		10,000 円	13,000 円	7,000 円
賛助会員 A①			32,000 円	18,000 円（任意）
賛助会員 A②			48,000 円	18,000 円（任意）
賛助会員 B			18,000 円	7,000 円（任意）
特別会員			1,000 円	無料

※年度途中で入会した場合、正会員及び賛助会員については、県薬会費が月割となります。

3 入会手続き

- (1) 本会へ入会を希望する場合、本会事務局に「入会申込書」を請求してください。
- (2) 「入会申込書」と同封の「払込取扱票」にて、正会員を希望する場合は入会金（10,000 円）及び会費（日薬会費及び本会会費並びに地域薬剤師会費）をお振込ください。
賛助会員及び特別会員を希望する場合は会費（本会会費、日薬への入会を希望される場合は日薬会費）をお振込ください。

※年度途中で入会した場合は、正会員及び賛助会員の本会会費は、月割となります。

会費金額については、「会費月割一覧表」を参照ください。

【入会金・会費の振込口座】

- ① ゆうちょ銀行または郵便局からのお振込
記号－番号：02240－4－112771
加入者名：一般社団法人福島県薬剤師会
 - ② 他金融機関からのお振込
ゆうちょ銀行 店名：二二九店 預金種目：当座 口座番号：0112771
口座名義：一般社団法人福島県薬剤師会
- (3) 正会員を希望する場合は「入会申込書」、「薬剤師免許証の写し」、「振替払込請求書兼受領証の写し」を管轄する地域薬剤師会長（事務局）へ提出してください。なお、薬剤師免許取得後2年以内の正会員Bの方は、「県薬会費免除申出書」も併せて、提出してください。
賛助会員及び特別会員を希望する場合は「入会申込書」、振替払込請求書兼受領証の写し」を本会事務局へ提出してください。
 - (4) 地域薬剤師会長は、「入会申込書」へ承認年月日、承認印、納入金額を確認上、毎月15日までに本会へ提出します。※常任理事会の開催日によって、〆切日が前後する場合があります。
※前月16日～15日までに本会へ到着の「入会申込書」を当該月の常任理事会へ提出します。
 - (5) 本会、常任理事会（月1回開催）において入会の可否を決定します。
※会員資格が発生する日は、常任理事会が開催された日の属する月の翌月の初日となります。
 - (6) 承認された場合は、正会員へは「入会決定通知書」、「会員証」、「会員徽章」、賛助会員及び特別会員へは「入会決定通知書」を送付します。
※承認されなかった場合は、入会金及び会費を返戻いたします。
 - (7) 本会では入会者データを日本薬剤師会へ提出します。

4 変更手続き

- (1) 会員の届出事項（氏名、勤務先、開設者、自宅、業態、会員種別等）に変更が生じた場合は、速やかに「変更報告書」を地域薬剤師会長（事務局）へ提出してください。
なお、「変更報告書」は本会または地域薬剤師会長（事務局）へ請求してください。
※会員区分変更に伴い会費差額が生じた場合は、差額分を月割で徴収いたします。

5 退会手続き

- (1) 退会される場合は、「退会届」を地域薬剤師会長（事務局）へ提出ください。
なお、「退会届」は本会または地域薬剤師会長（事務局）へ請求してください。
- (2) 退会される場合は、会費の納入を確認してください。

令和7年度会費月割一覧表

区分	入会申込書提出日※1	3/11~ 4/15	4/16~ 5/12	5/13~ 6/16	6/17~ 7/14	7/15~ 8/15	8/16~ 9/16	9/17~ 10/10	10/11~ 11/17	11/18~ 12/15	12/16~ 1/9	1/10~ 2/16	2/17~ 3/16
	審査月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	会費請求対象期間	5月~ 翌3月	6月~ 翌3月	7月~ 翌3月	8月~ 翌3月	9月~ 翌3月	10月~ 翌3月	11月~ 翌3月	12月~ 翌3月	1月~ 3月	2月~ 3月	3月	4月~ 翌3月
正会員 A	入会金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	県薬	40,700	37,000	33,300	29,600	25,900	22,200	18,500	14,800	11,100	7,400	3,700	44,000
	日薬	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	18,000
	計	58,700	55,000	51,300	47,600	43,900	31,200	27,500	23,800	20,100	16,400	12,700	62,000
	地域薬	別表参照											
正会員 B ※薬剤師 免許取得 後2年以 内、県薬 会費免除	入会金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	県薬	22,000	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000	10,000	8,000	6,000	4,000	2,000	24,000
	日薬	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	7,000
	計	29,000	27,000	25,000	23,000	21,000	15,500	13,500	11,500	9,500	7,500	5,500	31,000
	地域薬	別表参照											
正会員 C	入会金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	県薬	12,100	11,000	9,900	8,800	7,700	6,800	5,500	4,400	3,300	2,200	1,100	13,000
	日薬	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	7,000
	計	19,100	18,000	16,900	15,800	14,700	10,100	9,000	7,900	6,800	5,700	4,600	20,000
	地域薬	別表参照											
賛助会員 A①	県薬	29,700	27,000	24,300	21,600	18,900	16,200	13,500	10,800	8,100	5,400	2,700	32,000
	日薬	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	18,000
	計	47,700	45,000	42,300	39,600	36,900	25,200	22,500	19,800	17,100	14,400	11,700	50,000
賛助会員 A②	県薬	44,000	40,000	36,000	32,000	28,000	24,000	20,000	16,000	12,000	8,000	4,000	48,000
	日薬	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	18,000
	計	62,000	58,000	54,000	50,000	46,000	33,000	29,000	25,000	21,000	17,000	13,000	66,000
賛助会員 B	県薬	16,500	15,000	13,500	12,000	10,500	9,000	7,500	6,000	4,500	3,000	1,500	18,000
	日薬	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	7,000
	計	23,500	22,000	20,500	19,000	17,500	12,500	11,000	9,500	8,000	6,500	5,000	25,000

(別表) 地域薬剤師会会費

地域薬名	福島	伊達	二本松	郡山	田村	須賀川	石川郡	白河	会津	相馬	双葉郡	いわき	県公務
入会金	—	—	20,000	—	—	—	石川郡 薬剤師 会より 別途 請求	—	—	—	—	10,000	—
正会員 A	24,000	12,000	10,000	16,000	5,000	17,000		20,000	30,000 (@2,500)	18,000 (@1,500)	—	15,000	—
正会員 B	12,000	6,000	5,000	16,000	5,000	17,000		10,000	12,000 (@1,000)	9,000 (@750)	—	15,000	600
正会員 C	12,000	6,000	2,000	16,000	5,000	17,000		5,000	12,000 (@1,000)	9,000 (@750)	—	15,000	600
備考	年額	年額	10/1 以 降半額	年額	10/1 以 降半額	年額		10/1 以 降半額	月割	月割	—	—	年額

※1 「入会申込書提出日」とは、地域薬剤師会長の承認を得た「入会申込書」及び添付書類が本会事務局へ到着した日です。到着日によって、会費金額が異なりますので、「入会申込書」は、余裕をもって地域薬剤師会長へご提出ください。
例) 福島薬剤師会長の承認を得た「入会申込書」が7/30に本会事務局へ到着した場合の正会員Aの会費
入会金 10,000 円 + 県薬会費 25,900 円 + 日薬会費 18,000 円 + 地域薬剤師会費 24,000 円 = 77,900 円

一般社団法人福島県薬剤師会定款(抜粋)

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次に掲げる4種とする。

(1) 正会員

薬剤師の資格を有する者で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同して、その事業を推進するために入会した個人並びに企業及び団体

(3) 特別会員

薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学に関する知識を有する者で、本会の目的及び事業に賛同し入会したもの

(4) 名誉会員

日本薬剤師会において名誉会員とされた者又は薬学若しくは薬業の進歩発展若しくは本会の目的の達成に特に功労のあった者で、理事会の推薦により、総会において承認されたもの

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

3 正会員は、本会が承認した地域薬剤師会の会員であって、かつ、日本薬剤師会の正会員である者とする。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合において、退会届は正会員にあっては、所属する地域薬剤師会を通じて提出するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 地域薬剤師会及び日本薬剤師会の身分を失ったとき。

(3) 薬剤師の免許を取消されたとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 第7条の規定による支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(6) 総正会員が同意したとき。

(7) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(8) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

一般社団法人福島県薬剤師会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第6条第2項の規定に基づき、本会の会員の構成、入会及び退会並びに変更に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次条及び第4条から第6条のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、定款第5条に規定する正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の種別)

第3条 正会員は次の3区分とする。

(1) 正会員A

- ア 薬局又は店舗販売業、卸売販売業（以下「薬局等医薬品販売業」という。）を開設する代表者
- イ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業又は製造業（以下「医薬品製造販売業等」という。）を営む者
- ウ 薬局等医薬品販売業又は医薬品製造販売業等に勤務する管理者、総括製造販売責任者又は責任技術者である者

(2) 正会員B

- ア 薬局等医薬品販売業又は医薬品製造販売業等に勤務する者のうち正会員A以外の者
- イ 県内の行政機関に勤務する公務員で薬剤師免許取得後15年を超えた者
- ウ イ以外の病院・診療所及び教育機関並びに検査機関等に勤務する者

(3) 正会員C

- ア 正会員A及びB以外の者
- イ 薬剤師免許を使用しない職に勤務している者
- ウ 無職の者

(賛助会員の種別)

第4条 賛助会員は次の2区分に分けるものとする。

(1) 賛助会員A

- ① 薬局経営者及びその他個人
- ② 企業及び団体

(2) 賛助会員B

- ① 薬剤師以外の薬品の製造業及び卸売業等の関係者
- ② 医薬品販売に従事する者
- ③ 薬科学生（薬剤師以外）

(特別会員の種別)

第5条 特別会員は次のとおりとする。

- (1) 薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
- (2) 薬剤師になる資格のある者

(名誉会員の種別)

第6条 名誉会員は、日本薬剤師会において名誉会員とされた者、又は薬学及び薬業の進歩発展及び本会の目的の達成に特に功労のあった者で、理事会の推薦により、総会において承認された者に贈る栄誉の称号とする。

2 名誉会員の推薦基準は、原則として、本会の表彰を受けた者で、薬学及び薬業の進歩発展に特に功労のあった者の中から選考する。

3 前項の推薦基準を満たした者について、理事会の決議を経て、会長が総会に推挙する。

4 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

(入会手続)

第7条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、入会金及び当該年度の会費を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、正会員にあつては薬剤師免許証の写しを添付し、地域薬剤師会長を経由して本会に提出しなければならない。

2 会長が不要と認めたときは、添付書類の一部を省略することができる。

3 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に常任理事会において決定する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

(2) 過去に本会の会員であった者で、会員資格を喪失したときの未履行の義務を、履行した者であること。

(3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。

4 会長は、常任理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）を、入会申込者に通知しなければならないとともに、日本薬剤師会に会員登録するものとする。

5 名誉会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、理事会の推薦により、総会において承認を得た後、本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第8条 入会者は、会員の種別、所属薬剤師会ごとに会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める会費規則によるものとする。

(変更)

第10条 会員は、勤務先及び自宅住所等が変更が生じた場合は、速やかに変更報告書（第4号様式）を本会に提出しなければならない。ただし、正会員にあつては、地域薬剤師会長を経由して本会に提出しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、会員証（第3号様式）を添えて退会届（第5号様式）を本会に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、正会員にあつては、地域薬剤師会長を経由して本会に提出しなければならない。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同

様に会員名簿の登録を抹消する。

- 4 前各号により会員資格を喪失した場合、既に納入した会費等は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(再入会)

第 12 条 過去に本会の会員であった者で再入会を希望する場合には、第 7 条の規定を準用する。ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納会費等を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

- 2 除名により、会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は、再入会を認めないものとする。

(補 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第 14 条 この規則を改正、廃止する場合には、理事会の決議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規則は、総会で議決された日（平成 29 年 6 月 18 日）から施行する。

<変更経過>

- 1 平成 25 年 6 月 23 日（一部変更）
- 2 平成 26 年 6 月 22 日（一部変更）

一般社団法人福島県薬剤師会会費規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員及び賛助会員並びに特別会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金

正会員A 10,000円

正会員B 10,000円

正会員C 10,000円

② 会費

正会員A 44,000円

正会員B 24,000円

正会員C 13,000円

(2) 賛助会員

会費

賛助会員A① 32,000円

賛助会員A② 48,000円

賛助会員B 18,000円

(3) 特別会員

会費 1,000円

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は月割とし、当該事業年度の残りの月数を乗じた額とする。

3 入会金は、本会会館の施設整備、改装等の費用及び不動産の取得費用に充てるため、別に定める本会会館施設整備・改修等基金規程により積立する。

4 正会員及び特別会員の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。ただし、賛助会員の会費は、公益目的事業のために使用するものとする。

(会費等の納入)

第3条 会員は、毎事業年度の会費を会長の指定する期日までに、納入しなければならない。ただし、正会員にあっては、地域薬剤師会を経由して本会に納入しなければならない。

2 地域薬剤師会は、その所属する本会会員のために徴収して、本会に送付するものとする。

3 会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳等に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(会員区分の変更に伴う会費差額の取扱い)

第4条 事業年度の途中で会員区分を変更する正会員及び賛助会員において、その変更により会費に不足が発生する場合は、当該事業年度の残りの期間に相当する差額を納入するものとする。

2 既に納入した会費は返還しないものとする。

(督促及び延滞金)

第5条 第3条に規定する納付期日を超えても納入されない場合は、納入期限を付して催告するものとする。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第6条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中で退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 本会は、既に納入した入会金及び当該事業年度において既に納入した会費については、これを返還しない。

(会費の減免)

第7条 本会会員規則第3条に規定する正会員Bのア及びウのうち、薬剤師免許取得後2年以内の者については、地域薬剤師会長を通じ申し出があった場合、会費を免除することができる。

(補 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規則を改正、廃止する場合には、理事会の決議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規則は、総会で議決された日（平成29年6月18日）から施行し、変更後の第2条第1項及び第7条の規定は、平成29年4月1日入会者から適用する。

<変更経過>

- 1 平成25年6月23日（一部変更）
- 2 平成26年6月22日（一部変更）

一般社団法人福島県薬剤師会慶弔規程

(結婚)

第1条 会員が結婚したときは、別表のとおり慶祝するものとする。

(見舞)

第2条 会員が罹病1ヶ月を越えたときは、5,000円の範囲内で御見舞するものとする。ただし、事情によっては、この期間にこだわらない。

第3条 火災・天災地震による御見舞は、常任理事会で協議のうえ決定するものとする。

第4条 傷害上の御見舞については、常任理事会で協議のうえ決定するものとする。

(弔意)

第5条 会員が死亡したときは、会長が弔辞を奉呈し、別表のとおり弔意するものとする。

第6条 本会に特別の功労のあった会員が死亡したときの取り扱いについては、常任理事会に委ねるものとする。なお、具体的な対応方法については、別表のとおりとする。ただし、緊急の取り扱いの場合は、会長がその取り扱いを決定するものとする。

第7条 役員及び地域薬剤師会長の配偶者若しくは血族一親等が死亡したときは、会長名により別表のとおり弔意するものとする。

2 役員及び地域薬剤師会長以外の会員の配偶者若しくは血族一親等が死亡したときは、会長名により別表のとおり弔意するものとする。なお、同居している義父母についても同様とする。

第8条 傷害上の弔意については、常任理事会で協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第9条 職員に関する取り扱いについては、本規程を準用するものとする。なお、具体的な対応方法については、別表のとおりとする。

附 則

- 1 本規程は、平成16年8月24日から実施する。(一部改正)
- 2 本規程は、平成17年4月1日(一部改正)から実施する。
- 3 この規程は、一般社団法人福島県薬剤師会の設立の登記の日(平成25年4月1日)より施行する。

「別表」※一部抜粋

	金額	備考
結 婚	20,000	お祝金
見 舞		
・罹病	5,000	お見舞金
・火災・天災、障害上		常任理事会にて決定
弔 意		
・会 員	10,000	香典・弔辞
・会員の配偶者もしくは血族一親等	5,000	香典
・会員の同居の義父母	5,000	香典

●地域薬剤師会連絡先

地域薬剤師会	会 長	住 所	TEL
福島	白石 丈也	(事 務 局) 〒960-8041 福島市大町 4-15 チェンバおおまち 2F (一社) 福島薬剤師会	024-525-8511
伊達	桜田 光徳	〒960-0611 伊達市保原町字城ノ内 61-1 保原薬局	024-576-3756
二本松	斎藤 剛志	(事 務 局) 〒964-0867 二本松市住吉 100 耕記念病院 薬剤科内 二本松薬剤師会 事務局	0243-22-3100
郡山	山口 仁	(事 務 局) 〒963-8024 郡山市朝日 2-15-1 郡山市保健所 1 階 (一社) 郡山薬剤師会	024-934-4707
田村	佐藤 善嗣	〒963-4111 田村市大越町上大越字元池 124-2 くすりのまるぜん佐藤	0247-79-2283
須賀川	細井 正彦	〒962-0853 須賀川市前川 50-1 メイプル調剤薬局	0248-76-8600
石川郡	菅野 欣吾	〒963-7851 石川郡石川町字新町 43-3 しんまち調剤薬局	0247-26-1412
白河	三科 龍平	(事 務 局) 〒961-0092 白河市六反山 10-36 ファークス薬局 白河内 白河薬剤師会 事務局	0248-27-1185
会津	加藤 博信	(事 務 局) 〒965-0803 会津若松市城前 9-53 (一社) 会津薬剤師会	0242-38-2199
相馬	八牧 将彦	〒965-0004 南相馬市原町区旭町 1-12 ヤマキ保健薬局	0244-22-4970
双葉郡	稲川ひろみ	〒979-0403 双葉郡広野町大字下浅見字広長 100-5 (株) 広野薬局	0240-27-2265
いわき市	赤津 雅美	(事 務 局) 〒970-8043 いわき市中央台鹿島 3-34-6 中央台鹿島薬局内 (一社) いわき市薬剤師会	0246-46-0430
福島県公務員	大槻 光浩	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県薬務課	024-521-7233

【管轄区域】

福島薬剤師会	福島市、伊達郡（川俣町）
伊達薬剤師会	伊達市、伊達郡（桑折町、国見町）
二本松薬剤師会	二本松市、本宮市、安達郡（大玉村）
郡山薬剤師会	郡山市
田村薬剤師会	田村市、田村郡（三春町、小野町）
須賀川薬剤師会	須賀川市、岩瀬郡（鏡石町、天栄村）
石川郡薬剤師会	石川郡（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）
白河薬剤師会	白河市、西白河郡（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）、東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）
会津若松薬剤師会	会津若松市、耶麻郡（猪苗代町、磐梯町）、河沼郡（会津坂下町、湯川村、柳津町）、大沼郡（三島町、金山町、昭和村、会津美里町）、南会津郡（下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町）、喜多方市、耶麻郡（北塩原村、西会津町）
相馬薬剤師会	相馬市、南相馬市、相馬郡（新地町、飯館村）
双葉郡薬剤師会	双葉郡（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）
いわき市薬剤師会	いわき市
福島県公務員薬剤師会	県内

一般社団法人福島県薬剤師会 事務局

〒960-8157 福島県福島市蓬莱町二丁目2番2号

TEL 024-549-2198 FAX 024-549-2209

URL <https://www.fukuyaku.org>

(令和7年3月3日)